

## 福島高教組 「第160回定期中央委員会」挨拶

さて、各分会の中央委員の皆様におかれましては、福島高教組「第 160 回定期中央委員会」にお集まりいただき、ありがとうございます。日ごろより、福島高教組の活動にご協力をいただくとともに、支部・分会での取り組みに深く感謝を申し上げます。

本日は、今年度の活動における成果と反省および次年度の活動目標や次年度推進していきたい事業についてご提案をさせていただく、この定期中央委員会を開催するにあたり、執行部を代表してご挨拶を申し上げます。

まず、今年度の活動の成果として、昨年の確定交渉において新たな処遇改善を獲得することができました。まず、月例給については、「若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引上げ改定」となり、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスについては「0.05 月分引上げ、4.65 月分」となるとともに、昨年と同様に「引上げ分を期末手當に 0.025 月、及び勤勉手當にそれぞれ 0.025 月分配分」されました。また、教職調整額段階的引き上げ、通勤で駐車場を利用している自動車等使用職員に対し、1 月当たり 5000 円を上限とする通勤手当の新設、小学校就学の始期から 9 歳に達する日以降、最初の 3 月 31 日までのおよび 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの障害を有する養育する職員を対象とした無給の子育て部分休暇を新設、担任手当の新設など、様々な処遇の改善を実現することができました。

しかしながら、物価上昇が続く中、実質賃金の上昇が図られていないことなど、まだまだ課題は山積です。採用から退職まで安心して働くことができる処遇を獲得できるよう今後も強く推し進めてまいります。

教職調整額の改善は今年度から段階的に始まり、2031(R13) 1 月に 10% となります。文部科学省や財務省では、完成時期までに強化勤務時間を月 30 時間まで削減するよう指針が出ています。そのことから、今後の学校における働き方改革のさらなる推進を求めていかなくてはいけません。教職員の「ゆとり」こそが、最終的には、児童生徒に対する教育の振興に結び付いていくことを国や県教委は強く意識し、業務削減を力強く行っていただきたいと考えます。

私たち福島高教組は、結成以来 70 余年にわたって、「不偏不党」「是々非々」を掲げ、上部団体の日高教のもと複数の県の組合を仲間に持つ良識ある職員団体として、国や県に対して直接声を届け、粘り強く交渉を続けてまいりました。

これからも、福島高教組の訴えをより大きなものにしていくためには、多くの仲間が必要です。昨年度をもって 67 年間続いた専従役員体制を終え、昨年度から学校現場で勤務しながら、執行部役員を中心に執行業務を行っております。学校現場の業務と並行して組合業務を執行することは非常に大変であります。しかしながら、組合員からの意見や要望を国や県に届けるために、執行部一丸となって執行業務をすすめてまいりました。組合員数減少が全国的に進む中ではありますが、職員団体が持つ力は今でも健在であり、国や県、県教委も丁寧に要望を聞いていただけている現状があり、実現している要望項目も多数あります。「みんなで、みんなのために」という助け合いの精神のもと、福島高教組の歩みをさらに進めていくために、各分会におきましては組合加入を強く押ししそすめなければと思います。

合わせて、高校・特別支援学校の教職員全員が「当事者意識」を持ち、声をあげ、福島県の教育の改革に取り組んでいきましょう。

結びに、福島高教組のますますの発展と、組合員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、執行部を代表してのご挨拶といたします。共に頑張りましょう。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。